

31 高土政第 53 号
平成 31 年 4 月 19 日

各 部 局 長
議 会 事 務 局 長
公 営 企 業 局 長
教 育 長 様
警 察 本 部 長
監 査 委 員 事 務 局 長

土木部長

消費税及び地方消費税の税率の改正に伴う建設工事等の
取り扱いについて（通知）

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号。以下「消費税法改正法」という。）及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成24年法律第69号。以下「地方税法等改正法」という。）が平成24年8月22日に公布され、消費税法改正法第3条の規定に基づく消費税の税率の改正及び地方税法等改正法第2条の規定に基づく地方消費税の税率の改正が平成31年10月1日（以下「施行日」という。）から施行することとされています。

これにより、施行日以後に国内において事業者が行う課税資産の譲渡等に、改正後の税率による消費税及び地方消費税（消費税と地方消費税とを合わせた税率は10%）が課されることとなりますが、消費税法改正法附則第5条第3項及び第16条第1項の規定に基づき、平成25年10月1日から平成31年4月1日（以下「指定日」という。）の前日までの間に締結した建設工事請負契約等に基づき施行日以後に当該契約に係る課税資産の譲渡等を行う場合は、当該課税資産の譲渡等については改正前の税率（消費税と地方消費税とを合わせた税率は8%）が適用される等、経過的な取り扱いが行われることとなります。

このため、県が発注する建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事（以下「建設工事」という。）及び建設工事に係る委託業務（高知県公共工事等契約指針（平成20年7月9日付け20高建管第291号副知事通達）第2の2に定義する委託契約に関する業務に限る。以下「委託業務」という。）については、下記のとおり取り扱うこととしましたので、その趣旨を十分理解のうえ、適切な運用をお願いします。

記

第1 建設工事等の取り扱いに関する基本的方針

施行日以後に契約を締結する建設工事等（委託業務を含む。以下同じ。）の取り扱いに関する基本的方針は、次のとおりとする。

（1）予定価格の決定

消費税（地方消費税を含む。以下同じ。）は、税の転嫁を通じて最終的には発注者等の消費者が負担すべきものであることにかんがみ、予定価格は、別に定める積算基準により消費税を考慮して適正に定めるものとする。

（2）入札、落札者の決定等の方法

消費税の円滑かつ適正な転嫁に寄与するため、入札、落札者の決定等に当たっては、次の方法によるものとする。

- ① 入札書には、事業者が見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額（課税事業者の場合は消費税抜きに相当する金額、免税事業者の場合は課税事業者と同一の間尺で比較できるようにするために用いる計算上算出された金額）を記載させるものとする。
- ② 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするものとする。
- ③ 随意契約による場合には、①及び②の方法に準じた方法によるものとする。

（3）建設工事請負契約書等の請負代金額等の記載方法

建設工事請負契約書及び業務委託契約書（以下「建設工事請負契約書等」という。）においては、契約の相手方が課税事業者の場合についてその取引に課される消費税の額を明らかにするため、請負代金額等（請負代金額及び業務委託料をいう。以下同じ。）に併せて当該取引に係る消費税の額（請負代金額等に110分の10を乗じて得た額）を記載するものとする。この場合において、契約の相手方が課税事業者と免税事業者とで結成された共同企業体の場合の当該取引に係る消費税の額は、甲型にあつては請負代金額等に課税事業者の出資の割合を乗じて得た額に110分の10を乗じて得た額とし、乙型にあつては請負代金額等のうち課税事業者の分担工事額に110分の10を乗じて得た額とする。

なお、消費税の額の算出に当たって1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

（4）入札公告及び指名通知の記載

平成31年10月1日以後に契約を締結する建設工事等に係る入札公告及び指名通知（随意契約による場合には、これに準じた方法によるものとする。以下同じ。）には、次の記載例による文言を明記するものとする。

(電子入札の場合の入札公告(共通事項)の記載例)

第4 入札方法

2 入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を電子入札システムに登録すること。併せて、入札システムで定める仕様により、電子くじで使用するくじ番号を登録すること。

なお、くじ番号の登録がない場合のほか、電子くじの取り扱いは、別に定める。

落札決定に当たっては、電子入札システムに登録された金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)をもって落札価格とする。

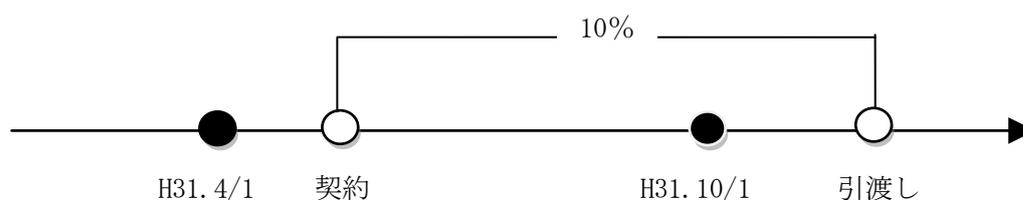
(電子入札の場合の閲覧用指名通知の記載例)

【落札決定の項目】

落札決定に当たっては、電子入札システムに登録された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を電子入札システムに登録すること。

第2 経過的な建設工事等に関する取扱方針

1 指定日以後に契約を締結し、施行日以後に引渡し予定の建設工事等(平成31年度債務負担行為に基づく契約に係る建設工事を含む。)の取り扱いは、次のとおりとする。



(1) 予定価格の決定

第1の(1)によるものとする。

(2) 入札、落札者の決定等の方法

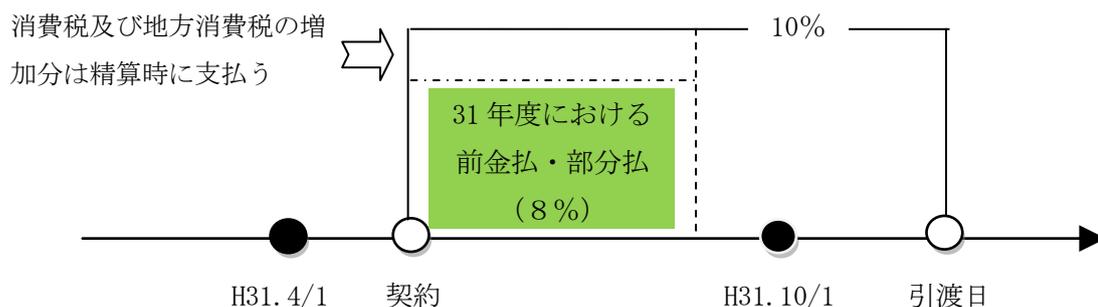
第1の(2)によるものとする。

(3) 建設工事請負契約書等の請負代金額等の記載方法

第1の(3)によるものとする。

(4) 前金払及び部分払の取り扱い

施行日の前日までに請求を受けた前金払及び部分払には、消費税の税率の改正による消費税の増加分を含まないものとする。



(5) 賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更の取扱い

賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更の規定の適用に当たっては、消費税の税率の改正による物価の変動分を除くものとする。

(6) 入札公告及び指名通知の記載

当該建設工事等に係る入札公告及び指名通知には、次の記載例による文言を明記するものとする。

(入札公告(個別事項)の記載例)

第7 消費税率及び地方消費税率の改正に伴う経過措置

- 1 この工事は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(平成24年法律第68号)第3条の規定による改正後の消費税の税率(以下「新消費税率」という。)及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律(平成24年法律第69号)第2条の規定による改正後の地方消費税の税率(以下「新地方消費税率」という。)をもって当初の契約を締結するものとする。
- 2 令和元年9月30日までに請求を受けた前金払(中間前金払を含む。)及び部分払には、新消費税率による消費税の増加額相当分及び新地方消費税率による地方消費税の増加額相当分を含まないものとする。

※現在の公告例にある「第7 その他事項」は、「第8 その他事項」とすること。

(電子入札の場合の入札公告(共通事項)の記載例)

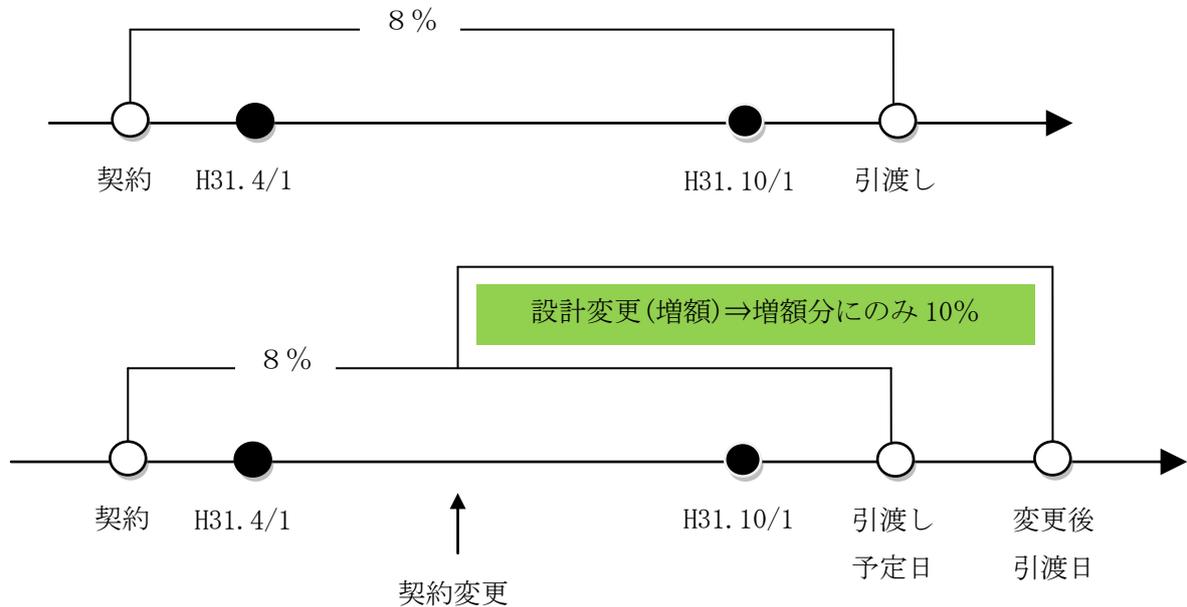
※本通知の第1の(4)に例示する(電子入札の場合の入札公告(共通事項)の記載例)によるものとする。

(7) その他

契約後の工期(履行期間)の変更等により、施行日の前日までに引渡すこととなった場合には、改正前の税率(8%)により契約を変更するものとする。

- 2 指定日の前日までに契約を締結し、施行日以後に引渡し予定の建設工事等で、指定日以後に行われる設計変更に伴い請負代金額等を増額する場合の当該増額分については、当該設計

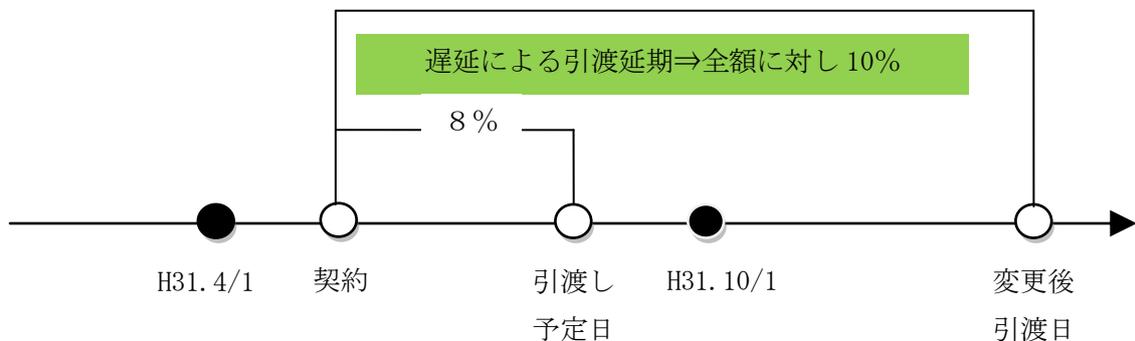
変更の時期に応じ、第1又は1の規定に準じて取り扱うものとする。ただし、受注者が免税事業者の場合は、仕入れに係る消費税の税率の改正による消費税の増加額相当分につき請負代金額等を変更するものとする。



3 指定日以後、施行日の前日までに契約を締結し、施行日の前日までに引渡し予定の建設工事等で遅延により引渡しが施行日以後になるものの取扱いは、次のとおりとする。なお、前金払及び部分払については、1（4）の規定に準じて取り扱うものとする。

(1) 消費税の税率の改正による消費税の増加額分の負担

工期の延長が建設工事請負契約書第19条から第21条までの規定による場合、履行期間の延長が土木設計等業務委託契約書第18条、第19条又は第21条の規定による場合等工期又は履行期間の延長が受注者の責に帰すことができない事由によりなされる場合は、消費税の税率の改正による消費税の増加額分（免税事業者の場合は、仕入れに係る消費税の税率の改正による消費税の増加額相当分）につき請負代金額等を変更するものとする。



(2) 請負代金額等の変更額

受注者と協議するための請負代金額等の変更額の積算は、次によるものとする。

① 受注者が課税事業者の場合は、消費税の税率の改正による消費税の増加額分は、請負代

金額等から取引に係る消費税額を除いた金額に100分の2を乗じて得た額とする。

② 受注者が免税事業者の場合は、仕入れに係る消費税の税率の改正による消費税の増加額相当分は、施行日以後の仕入れ相当額から仕入れに係る消費税額を除いた金額に100分の2を乗じて得た額とする。

(3) 賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更の取扱い

1 (5) によるものとする。

第3 経過的な工事等に係る工事請負契約書等の特別の規定

1 第2の1の建設工事（平成31年度債務負担行為に基づく契約に係るものに限る。）については、当初の契約締結時に、建設工事請負契約書の条項に次のとおり附則として特別の規定を設けるものとする。

附 則

- 1 令和元年10月1日（以下「施行日」という。）の前日までに請求を受けた前金払及び中間前払金については、第40条第1項の規定にかかわらず、第34条中「契約書記載の工事完成の時期」とあるのは「令和元年度末」と、「請負代金額の」とあるのは「令和元年度の出来高予定額（当該出来高予定額に110分の2を乗じて得た額を除く。）の」と、「請負代金額が」とあるのは「令和元年度の出来高予定額が」と、「請負代金額を」とあるのは「令和元年度の出来高予定額を」と、「請負代金額以上」とあるのは「令和元年度の出来高予定額以上」と、「請負代金額未満」とあるのは「令和元年度の出来高予定額未満」と、同条第2項中「保証事業会社と」とあるのは「保証事業会社と令和元年度末を保証期限とする」と、第35条中「請負代金額」とあるのは「令和元年度の出来高予定額」と読み替えて、これらの規定を準用する。
- 2 前項の場合において、令和元年度について前払金を支払わない旨が設計図書に定められているときには、第40条第2項中「前項」及び「同項」とあるのは「附則第1項」として同項を適用する。
- 3 施行日の前日までに請求を受けた部分払における部分払金の額の算定については、第41条第1項の規定にかかわらず、第37条中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額（令和元年度における請負代金相当額に110分の2を乗じて得た額を除く。）」と、「請負代金額」とあるのは「令和元年度の出来高予定額（当該出来高予定額に110分の2を乗じて得た額を除く。）」と、「それぞれの額」とあるのは「それぞれの請負代金相当額（令和元年度における請負代金相当額に110分の2を乗じて得た額を除く。）」と読み替えて、これらの規定を準用する。
- 4 第25条第1項の規定による請求があった場合においては、同条第2項中「物価」とあるのは「物価（社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）による改正後の消費税法（昭和63年法律第108号）の適用による消費税の税率の改正による消費税の増加額相当分及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税

法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成24年法律第69号）による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）の適用による地方消費税の税率の改正による地方消費税の増加額相当分を除く。）として同項を適用する。

- 2 第2の1の建設工事等（1に掲げるものを除く。）については、当初の契約締結時に、それぞれ建設工事請負契約書、土木設計等業務委託契約書、建築設計業務委託契約書の条項に次のとおり附則として特別の規定を設けるものとする。
- (1) 第2の1（平成31年度債務負担行為に基づく契約に係るものを除く。）の建設工事に係る建設工事請負契約書

附 則

- 1 令和元年10月1日（以下「施行日」という。）の前日までに請求を受けた前金払及び中間前払金については、第34条中「請負代金額の」とあるのは「請負代金額（当該請負代金額に110分の2を乗じて得た額を除く。）の」として同条を適用する。
- 2 施行日の前日までに請求を受けた部分払における部分払金の額の算定については、第37条中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額（当該請負代金相当額に110分の2を乗じて得た額を除く。）」と、「それぞれの額」とあるのは「それぞれの請負代金相当額（当該請負代金相当額に110分の2を乗じて得た額を除く。）」と、「請負代金額」とあるのは「請負代金額（当該請負代金相当額に110分の2を乗じて得た額を除く。）」として同項を適用する。
- 3 第25条第1項の規定による請求があった場合においては、同条第2項中「物価」とあるのは「物価（社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）による改正後の消費税法（昭和63年法律第108号）の適用による消費税の税率の改正による消費税の増加額相当分及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成24年法律第69号）による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）の適用による地方消費税の税率の改正による地方消費税の増加額相当分を除く。）」として同項を適用する。

- (2) 第2の1の委託業務に係る土木設計等業務委託契約書又は建築設計業務委託契約書

(土木設計等業務委託契約書又は建築設計業務委託契約書（Bタイプ）)

附 則

令和元年10月1日の前日までに請求を受けた前金払については、第33条中「業務委託料の」とあるのは、「業務委託料（当該業務委託料に110分の2を乗じて得た額を除く。）の」として同条を適用する。

(建築設計業務委託契約書 (Aタイプ))

附 則

令和元年10月1日の前日までに請求を受けた前金払については、第34条中「業務委託料の」とあるのは、「業務委託料 (当該業務委託料に110分の2を乗じて得た額を除く。の)」として同条を適用する。

- 3 第2の2の建設工事等については、請負代金額等の変更時に様式1又は様式2により協議し、建設工事請負契約書等の条項に次のとおり附則として特別の規定を設けるものとする。
- (1) 第2の2の建設工事に係る建設工事請負契約書

附 則

- 1 令和元年10月1日 (以下「施行日」という。)の前日までに請求を受けた前金払及び中間前金払については、第34条中「請負代金額の」とあるのは「請負代金額 (当該請負代金額から平成31年4月1日以後の増額部分に相應する消費税の増加額相当分及び地方消費税の増加額相当分を除く。の)」として同条を適用する。
- 2 施行日の前日までに請求を受けた部分払における部分払金の額の算定については、第37条第1項中「それぞれの額」とあるのは「それぞれの請負代金相当額 (当該請負代金相当額から平成31年4月1日以後の増額部分に相應する消費税の増加額相当分及び地方消費税の増加額相当分を除く。)」と、同条第7項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額 (当該請負代金相当額から平成31年4月1日以後の増額部分に相應する消費税の増加額相当分及び地方消費税の増加額相当分を除く。)」として同項を適用する。
- 3 第25条第1項の規定による請求があった場合においては、同条第2項中「物価」とあるのは「物価 (社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律 (平成24年法律第68号) による改正後の消費税法 (昭和63年法律第108号) の適用による消費税の税率の改正による消費税の増加額相当分及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律 (平成24年法律第69号) による改正後の地方税法 (昭和25年法律第226号) の適用による地方消費税の税率の改正による地方消費税の増加額相当分を除く。)」として同項を適用する。

- (2) 第2の2の委託業務に係る土木設計等業務委託契約書又は建築設計業務委託契約書

(土木設計等業務委託契約書又は建築設計業務委託契約書 (Bタイプ))

附 則

令和元年10月1日の前日までに請求を受けた前金払については、第33条中「業務委託料の」とあるのは、「業務委託料 (当該業務委託料から平成31年4月1日以後の増額部分に相應する消費税の増加額相当分及び地方消費税の増加額相当分を除く。の)」として同

条を適用する。

(建築設計業務委託契約書 (Aタイプ))

附 則

令和元年10月1日の前日までに請求を受けた前金払については、第34条中「業務委託料の」とあるのは、「業務委託料（当該業務委託料から平成31年4月1日以後の増額部分に相応する消費税の増加額相当分及び地方消費税の増加額相当分を除く。）の」として同条を適用する。

4 第2の3の建設工事等については、請負代金額等の変更時に様式3により協議し、建設工事請負契約書等の条項に次のとおり附則として特別の規定を設けるものとする。

(1) 第2の3の建設工事における建設工事請負契約書

附 則

- 1 令和元年10月1日（以下「施行日」という。）の前日までに請求を受けた前金払及び中間前払金については、第34条中「請負代金額の」とあるのは「請負代金額（当該請負代金額に110分の2を乗じて得た額を除く。）の」として同条を適用する。
- 2 施行日の前日までに請求を受けた部分払における部分払金の額の算定については、第37条中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額（当該請負代金相当額に110分の2を乗じて得た額を除く。）」と、「それぞれの額」とあるのは「それぞれの請負代金相当額（当該請負代金相当額に110分の2を乗じて得た額を除く。）」と、「請負代金額」とあるのは「請負代金額（当該請負代金相当額に110分の2を乗じて得た額を除く。）」として同項を適用する。
- 3 第25条第1項の規定による請求があった場合においては、同条第2項中「物価」とあるのは「物価（社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）による改正後の消費税法（昭和63年法律第108号）の適用による消費税の税率の改正による消費税の増加額相当分及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成24年法律第69号）による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）の適用による地方消費税の税率の改正による地方消費税の増加額相当分を除く。）」として同項を適用する。

(2) 第2の3の委託業務に係る土木設計等業務委託契約書又は建築設計業務委託契約書

(土木設計等業務委託契約書又は建築設計業務委託契約書 (Bタイプ))

附 則

令和元年10月1日の前日までに請求を受けた前金払については、第33条中「業務委託料の」とあるのは、「業務委託料 (当該業務委託料に110分の2を乗じて得た額を除く。)」の」として同条を適用する。

(建築設計業務委託契約書 (Aタイプ))

附 則

令和元年10月1日の前日までに請求を受けた前金払については、第34条中「業務委託料の」とあるのは、「業務委託料 (当該業務委託料に110分の2を乗じて得た額を除く。)」の」として同条を適用する。

第4 その他

1 施行期日

この通知は、平成31年5月1日から施行し、同日以後に公告を行う一般競争入札、指名通知を行う指名競争入札又は見積合わせ実施通知を行う随意契約から適用する。

なお、第2の1の規定に該当する建設工事等であって、この通知の施行日前に既に公告、指名通知又は見積合わせ実施通知を行っているものについては、改正後の税率(10%)により変更契約するものとし、様式4により協議し、建設工事請負契約書等の条項に第3の4に定める附則を設けるものとする。

2 特別な事情がある場合の取扱い

この通知の規定により難い特別な事情がある場合の取扱いは、別途、土木政策課に協議するものとする。